

平成28年2月29日

各学校長 様

四万十町教育委員会
学校教育課長

(公 印 省 略)

講師の謝金等に係る源泉徴収並びに支払調書の取扱いについて

日頃は、学校運営にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、問合せの多い標題の件につきましては、次のとおり取り扱いを統一しますのでよろしく願いいたします。

1 講師の謝金及び旅費の源泉徴収の取扱い

講師としての謝金をお支払する場合は、全て源泉徴収の対象となります。また、支払者が謝金と旅費をまとめて本人に支払う場合は、その合計金額から源泉徴収することになりますが、旅費の支払いを本人ではなく、ホテルやＪＲ等に直接支払う場合は、その旅費にかかわる代金については源泉徴収する必要がありませんのでご注意ください。

また、一般的に講師の謝金は報償費となりますが、計算の仕方は以下のとおりです。

(例) 講師謝金として 15,000 円を支払う場合【報償費の源泉徴収の率 10.21%】

$15,000 \text{ 円} \times 0.1021 = 1,531.5 \Rightarrow 1,531 \text{ 円を源泉 (端数切捨て)}$

*税務署への支払いは、本人に謝金を支払った月の翌月の 10 日までに所定の用紙で税務署へ払い込みください。

2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の発行について

本人には交付しないことで統一します。理由としては、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（以下「報酬、料金等の支払調書」といいます。）は、個人が確定申告をする際に添付が義務付けられていないことや、本人への交付も義務ではありません。そのため、学校ですべての支払調書を発行すると、事務が煩雑になることが予想されますので今回本人への交付はしないことで統一をお願いします。ただし、謝金の支払いを受けた本人が、確定申告をする場合に、帳簿等で管理しておく必要がありますので、源泉徴収をした金額を教えてあげることと、あとで聞かれることも考えられますので、支払った相手方、金額、源泉徴収税額等をまとめておく必要があります。

3 税務署への法定調書の提出が必要な場合について

同一人物に対して支払った報酬や謝金等の金額が 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間で 5 万円を超える場合は、須崎税務署へ法定調書（報酬、料金等の支払調書、源泉徴収票等の法定調書合計表）の提出が義務付けられますのでよろしくお願いします。（この場合も報酬、料金等の支払調書の本人への交付は必要ありません）